職務内容書(理事長)

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

- ・ 当法人は、独立行政法人国際観光振興機構法に基づき設立された法人であり、海外市場 分析やそれを踏まえた広告宣伝等によるマーケティング活動、外国人旅行者の来訪(イ ンバウンド)基盤整備等に向けた国内支援、国際会議等の誘致・開催支援等インバウン ドの拡大に向けた取組において中核的な役割を果たし、訪日プロモーション事業等の実 施主体として観光先進国の実現に向けて貢献することが求められています。
- ・ インバウンドを促進することは、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために 重要な課題であるとともに、我が国に対する理解を増進し、国際交流の拡大に資するも のです。とりわけ、短期的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により疲 弊した我が国の観光産業を回復し、再び成長させるためにも、また、中長期的にも、人 口減少・少子高齢化の急速な進展に直面している我が国において、観光を通じて地方創 生を実現していくためにも、インバウンドの促進が極めて重要な課題となります。
- ・ また、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28 年3 月30 日決定)において、政府目標として「訪日外国人旅行者数」、「訪日外国人旅行消費額」、「地方部での外国人延べ宿泊者数」、「外国人リピーター数」が掲げられ、その達成に向けた政策実現が必要となっており、コロナ後のインバウンドへの期待が高まりつつある中、インバウンドの戦略的回復に向けた当法人の業務の高度化及び体制の強化に向けた取組が必要となります。
- ・ 今回の公募対象である理事長は、インバウンドの促進にかかる国の政策を実現するため の実施機関の長として、国内外での当法人の事務及び事業を総理し、当法人の中期目標 を達成するための計画を確実に実施することが求められます。
- ・ このため、インバウンドの促進に対する理解と熱意を有するのみならず、観光・交通等の分野に精通し当法人の事務及び事業に関して高度な知識・経験を有するとともに、関係省庁、政府関係法人、地方自治体、インバウンドに取り組む関係団体・民間企業等との緊密な連携を図る体制を構築し、オールジャパンで、戦略的、効率的かつ効果的な訪日プロモーションを実施するためのリーダーシップや、高い調整力及びコミュニケーション力を有する方を求めています。

1. 機関名:独立行政法人国際観光振興機構

(法人の業務概要)

当法人は、平成15年10月に設立された独立行政法人であり、国際観光振興機構法及 び国土交通省観光庁の政策等に基づき、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する 観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、 国際観光の振興を図ることを目的としている。

主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 外国人観光旅客の来訪促進のための宣伝
- (2) 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営
- (3) 全国通訳案内士試験の実施に関する事務
- (4) 国際観光に関する調査及び研究
- (5) 国際観光に関する出版物の刊行
- (6) 国際会議等の誘致の促進、開催の円滑化

2. ポスト: 理事長 1ポスト1名

(任期5年: 令和5年4月1日~令和10年3月31日(任命の日から、当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで))

3. 職務内容

理事長は、法人の基本的な運営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標並びにその達成のための中期計画及び各年度計画に基づき、海外事務所を含む法人全体の管理運営業務 (役職員数約220名)を総理し、役職員の指揮監督・業務運営のマネジメントを行う。また、国土交通省をはじめ、関係省庁、政府関係法人、地方自治体、インバウンドに取り組む関係団体・民間企業、諸外国・地域の政府・関係団体等との対外調整などを行う。法人の組織は次のとおりである。

(1) 総務部

法人の運営に関する基本方針、中期計画及び年度計画の策定並びに業務実績の評価、 法人業務の総合調整、組織・文書、内部統制及びコンプライアンス、海外事務所の運 営管理、人事・労務・福利厚生、予算・決算・契約、情報システムの整備及び運用等 に関する業務を行う。

(2)企画総室

訪日旅行の促進に係る基本的な戦略の策定、訪日プロモーション事業の計画の策定

及び事業成果の管理、国内外の関係機関との協議・連携、海外市場に係る調査及びその結果に基づくマーケティング、訪日外国人の統計、デジタル技術を活用した観光情報の発信・分析、広報等に関する業務を行う。

(3) 海外プロモーション部

海外の特定の市場に係る訪日プロモーション事業の企画立案及び実施等に関する 業務を行う。

(4) 市場横断プロモーション部

特定のテーマ別または市場横断的な訪日プロモーション事業の企画立案及び実施等に関する業務を行う。

(5) 地域連携部

地方自治体・DMO(観光地域づくり法人)等との連絡・調整、地域に対するコンサルティング、外国人旅行者のための観光案内所の体制整備及び支援、外国人旅行者からの問い合わせ、全国通訳案内士試験の実施に係る事務、賛助団体及び会員へのサービスの提供等に関する業務を行う。

(6) MICE プロモーション部

MICE (Meeting、Incentive Travel、Convention、Exhibition/Event の総称)の誘致に係る事業の企画立案及び実施、MICE に係る国内外の関係団体との連携、MICE の開催の円滑化を図るための寄附金の募集及び交付金の交付等に関する業務を行う。

(7)海外事務所(24か所(令和4年11月1日時点))

海外現地における旅行見本市・セミナー・商談会等の訪日プロモーション事業の企画立案及び実施、市場調査、現地旅行業界・メディアとのネットワークの構築等に関する業務を行う。

(8) 監査室

内部監査、内部通報への対応、監事の行う監査の補助等を行う。

4. 必要な資格・経験等

- 原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・ 当法人が行う事務・業務について、適正かつ効率的に遂行していくに十分な能力を有 し、インバウンドの促進に対する理解と強い意欲が認められること。
- 戦略的、効率的かつ効果的な訪日プロモーションを実施するためのリーダーシップや、 高い調整力及びコミュニケーション力を有すること。
- 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等を代表する役員等の経験を有

- し、数百人規模の組織を管理する十分な能力を有すること。
- ・ 民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることの できる十分な経験及び能力を有すること。

5. 勤務条件

- (1) 勤務条件
 - 勤務形態:常勤
 - 勤務地:本部(東京都新宿区四谷1-6-4)
 - 勤務時間等:役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
 - 給 与:年収2,000万円(特別調整手当、特別手当含む)及び通勤手当
 - 福利厚生:健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)
 - 危機管理:地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり
 - その他:給与等の条件は変わることがある。
- (2) 選考方法
 - 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考(書類選考:履歴書及び自己アピール文書)
 - ② 二次選考(面接審査)
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命 ※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者に よる推薦の手続により選考を行う場合があります。

6. 応募方法

- (1) 応募書類等
 - ① 履歴書
 - ② 自己アピール文書
 - ・A4で2枚以内。2.000字程度
 - ・自らがこのポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的及び理事長の職務内容及びそれらに必要な資格・経験等に照らし、いかに貢献することができるか、 業務に関する知識及び経験や業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。
 - ※ 応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承ください。
- (2) 応募先

(郵送の場合)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課任用第二係

(メールの場合)

hqt-ninyo02@gxb.mlit.go.jp

(3) 応募期限

令和4年12月15日(木)必着

7. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできない。 また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団 体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

〇 独立行政法人通則法

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となること ができない。

(役員の兼職禁止)

第五十条の三 中期目標管理法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者 の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事 業に従事してはならない。

8. 問合せ先

国土交通省大臣官房人事課任用第二係 03-5253-8111 (内線 21286)

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照 ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html